

狛江市告示第 155 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による中央図書館のあり方に関する住民投票条例制定の請求を令和6年4月15日に受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、条例制定請求代表者の住所氏名及び請求の要旨を告示する。

令和6年4月15日

狛江市長 松原 俊雄



1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

住 所 [REDACTED]
氏 名 小俣 三郎

住 所 [REDACTED]
氏 名 周東 三和子

住 所 [REDACTED]
氏 名 立川 節子

住 所 [REDACTED]
氏 名 林 健彦

2 請求の要旨

別紙のとおり

請求の要旨

私たちは、中央図書館の改修によって設置される「新図書館」は、市の計画どおり「分割・移転」か、分割せず「現在地で拡充」かについて住民投票で市民の意見を問うために、狛江市議会において中央図書館のあり方に関する住民投票条例を制定されるよう請求します。

2020年8月に「狛江市民センター改修等基本方針」が策定され、狛江市中央図書館を分割・移転する方針が決定事項として示されました。中央図書館及び公民館が入る市民センターの老朽化対策及び拡充のための改修（増改築）は多くの市民の強い要望です。しかし、子どもの本とおとなの本を約400メートル離れた別々の施設に分割配置するという、「基本方針」で示された中央図書館の分割・移転については、多くの市民から「不便になる」などの声が出されています。

中央図書館は毎年延10万人以上の市民が利用する（「図書館・図書室 事業報告書」）最も利用の多い公共施設のひとつです。2023年10月までに示された「基本構想」及び「基本設計」では、現在の市民センター内に子どもの本と新聞・雑誌等を配置し、新施設におとな向けの本を配置するとしています。他市と比べても貧弱な中央図書館がほとんど拡充されないことについても、失望の声があがっています。利用者が分断され、図書館がめざす「だれにとっても利用しやすい図書館」（「市民提案書」）の実現は困難です。資料の分散により、「地域の情報拠点」として、暮らし・仕事・地域の課題解決を支援する図書館の実現も困難となりかねません。図書館で働く職員の業務負担の増加になることも予想されます。

「基本方針」の決定方法についても、「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（市民参加条例）」に則った手続きが十分に行われていないことが指摘されています。「基本方針」の見直しを求める署名は2023年12月までに4300筆以上が集められ、狛江市長あてに提出されています。特に、中央図書館を分割・移転することについては、市民の合意が得られたものとは言えません。一度建設されれば、今後数十年使い続けることとなる図書館のあり方について、市民参加条例に定められた通り、しっかりと市民の声を聞き、その意見が反映されることを求めます。